

ISC13.030.50

Z70

GB

中華人民共和國國家標準

GB16487.11—2005

GB16487.11—1996 改訂版

輸入廢棄物原料環境保護規制標準 — 解体用船舶及びその他浮き構造物

**Environmental protection control standard
for imported solid wastes as raw materials
— Vessels and other floating structures for breaking up**

2005—12—14 公布

2006—02—01 實施

國家環境保護總局
國家質量監督檢驗檢疫總局

前書き

「中国人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法」を貫徹し、海外から再利用不可能な固体廃棄物が輸入されることを防止し、固体廃棄物原料輸入審査許可制度を規範化し、さらに廃棄船舶の輸入による環境汚染を規制するため、本基準を制定する。

本基準は輸入固体廃棄物環境保護規制基準の一つである。リサイクル資源目録における廃棄船舶の輸入管理に適用する。

今回は **GB16487.11-1996** の名称、前書き、範囲、引用基準、定義、規制要求などに適宜改訂を加えた。規制要求では、主に放射性、混入物に関する部分を改定し、また、混入が禁止される固体廃棄物の品目を増やした。

関連法律に従って、本基準は強制実行の法的効力を持つ。

本基準は国家環境保護総局科技標準局が提案する。

本基準は中国環境科学研究院が作成する。

本基準の第一回目の公布は、**1996** 年 **7** 月 **29** 日である。

本基準は **2005** 年 **11** 月 **9** 日国家環境保護総局に承認された。

本基準は **2006** 年 **2** 月 **1** 日から実施する。

本基準は国家環境保護総局がその解釈権を持つ。

輸入固体廃棄物原料環境保護規制基準

一 解体用船舶及びその他浮き構造物

1 範囲

本基準は輸入解体用船舶及びその他浮き構造物（以下、廃船舶とする）の環境保護規制要求を定める。

本基準は税番 **8908.0000.00** の解体用船舶及びその他浮き構造物輸入の管理に適用する。

2 規範引用文献

以下の文書の条項は本基準への引用を通して、本基準の条項となる。期日の注釈のあるすべての引用文書においては、その後の内容訂正（文字の訂正等は含まない）や改訂版は、この基準の適用外とする。しかし、本基準に従って協議がなされた各方面の研究に関してはこれらの文書の最新版を使用することを奨励する。期日の注釈がない引用文書においては、その最新版を本基準に適用するものとする。

GB3552 船舶汚染物排出基準

GB5085 危険廃棄物鑑別基準

GB13015 P C B 含有廃棄物汚染規制基準

SN0570 輸入廃棄物原料放射性汚染検査規程

SN0578 輸入廃棄物原料検査検疫規程－解体用船舶及びその他浮き構造物

国家危険廃棄物リスト

危険化学品リスト

劇毒化学品目録

3 定義

本基準は以下の定義を採用する

3.1

混入物（携帯物） **Carried-waste**

輸入解体用船舶内に付随する船員の生活ゴミや輸送貨物の残物。船舶航海中に使用が必要な物品や海難船の積載貨物及びその残物は除く。

3.2

軽トン **Light tonnage**

船舶無積載時の排水量で、船舶本体重量の計量単位。

3.3

危険化学物質 Hazardous chemical substance

中華人民共和国の関係部門が公布した『危険化学品リスト』と『劇毒化学品目録』内の化学物質。

4 規制基準と要求

- 4.1** 廃棄船舶内への以下の混入物の混入が禁止されている（4.5 条に含まれる廃棄物を除く）
- (1) 放射性廃物
 - (2) 廃棄爆弾、砲弾等爆発性武器の弾薬
 - (3) PCB 含有廃棄物
 - (4) GB5085 で危険廃棄物と鑑別された物質
 - (5) 『国家危険廃棄物リスト』内のその他の廃物
- 4.2** 船内を洗浄していない油槽船は輸入を禁止する。
- 4.3** 廃船舶の表面 α 、 β 放射性汚染レベルが表面の 300 cm^2 での最大レベルの平均値が α は 0.04Bq/cm^2 を、 β は 0.4Bq/cm^2 を超えないこと。
- 4.4** 廃船舶中の放射性ヌクレイン活発度が表 1 の制限値より低いこと。

表 1 放射性ヌクレイン活発度制限値

ヌクレイン	活発度 (Bq/g)
^{59}Ni	3×10^3
^{63}Ni	3×10^3
^{54}Mn	0.3
^{60}Co	0.3
^{65}Zn	0.3
^{55}Fe	300
^{90}Sr ,	3
^{134}Cs	0.3
^{137}Cs	0.3
^{235}U	0.3
^{238}U	0.3
^{239}Pu	0.1
^{241}Am	0.3
^{152}Eu	0.3
^{154}Eu	0.3
^{94}Nb	0.3

成分不明の β - γ 混合物	0.3
成分不明の α 混合物	0.1

4.5 解体用船舶及びその他浮き構造物への以下の混入物の混入は厳格に制限し、総重量は輸入解体用船舶軽トンの **0.01%** を超えてはならない。

- (1) アスベストまたはアスベスト含有廃物（船舶本体のアスベスト断熱、絶縁材を除く）
- (2) 廃棄船舶船室内の油及び油垢の残有量
- (3) 廃棄感光材料
- (4) 密閉容器（船舶自身の密閉容器を除く）
- (5) 解体用船舶及びその他浮き構造物の発生と輸送の過程でその混入が免れないことを十分に説明できるその他の危険廃物

4.6 廃棄船舶内に船舶本体の断熱、絶縁材のアスベスト含有量はその軽トンの **0.08%** を超えてはならない。

4.7 上述の各条項に示した混入物以外に、牽引航行を採る船舶に関してはその他の混入物の混入も規制し、その総重量は軽トンの **0.05%** を超えてはならない。

4.8 自己航行船舶は、上述の各条項に挙げた混入物以外に、その他の混入物（携帯物）は総重量が以下の式に当てはまらなければならない。

$$W \leq 1.5TN \text{ (kg)}$$

式中：W —— 船舶廃棄物総重量 (kg)

T —— 船舶入港後停泊時間 (日)

N —— 船舶積載船員数 (人)

1.5 —— 係数 (kg/人、日)

4.9 4.1 条、4.5 条に挙げる貨物及びその他の危険化学物質を輸送したことのある輸送専用船舶は洗浄を施さなければならない。また、輸入者は検閲検疫機構にかつて輸送した 4.1 条、4.5 条に挙げる貨物及びその他の危険化学物質の名称及び主要成分を申し出なければならない。

4.10 廃棄船舶の汚染物排出は GB3552 の要求に合致すること。

5 検査

5.1 本基準 4.1 (3) 条の検査は GB13015 の規定に従って行う。

5.2 本基準 4.1 (4) 条、4.1 (5) 条は GB5085 に規定された方法で検査を行う。

5.3 本基準 4.1 (1) 条、4.3 条、4.4 条の検査は SN0570 の規定に従って行う。

5.4 本基準におけるその他の条項の検査は SN0578 の規定に従って行う。

(この文書は、あくまでも『中華人民共和国国家標準 (GB16487-11.2005)』の日本語の仮訳であり、法的解釈や内容確認に関しては、上述の原文に従って行われるものとします。)